

地方独立行政法人 長野市民病院評価委員会 参考資料集

- 1 地方独立行政法人長野市民病院評価委員会条例・・・1 P
- 2 地方独立行政法人長野市民病院定款・・・・・・・・・・2 P
- 3 地方独立行政法人中期目標参考事例・・・・・・・・・・6 P

地方独立行政法人長野市民病院評価委員会条例

平成 27 年 3 月 27 日長野市条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）の規定により置かれる地方独立行政法人長野市民病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医療又は経営に関し優れた識見を有する者

(2) 市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 4 条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、議事に係る関係者に対し、資料の提出、説明その他協力を求めることができる。

(書記)

第 7 条 委員会に、書記若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、委員長の命を受けて委員会の所掌事務に従事する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

【参考資料 2】

地方独立行政法人長野市民病院定款

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員（第7条—第11条）

第2節 理事会（第12条—第15条）

第3節 業務の範囲及びその執行（第16条—第18条）

第3章 資本金等（第19条—第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関との機能分担及び連携を行うことにより、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人長野市民病院（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、長野市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の事務所は、長野市大字富竹1333番地1に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場への掲示又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員

（役員の定数）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は長野市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員の任期）

第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（職員に関する事項）

第11条 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第12条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第13条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、理事会の構成員（理事長を除く。）の3分の1以上又は監事からの会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（運営）

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（議決事項）

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(2) 年度計画に関する事項

(3) 予算の作成及び決算に関する事項

(4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第3節 業務の範囲及びその執行

(病院の設置)

第16条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 長野市民病院

所在地 長野市大字富竹1333番地 1

(業務の範囲)

第17条 法人は、第 1 条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第18条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第 3 章 資本金等

(資本金)

第19条 法人の資本金は、法第67条第 1 項の規定により、長野市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 長野市が追加で出資を行った場合、法人は、その出資額により資本金を増加するものとする。

3 法人は、法第42条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により長野市への納付を行った場合、同条第 4 項の規定により資本金を減少するものとする。

(土地及び建物)

第20条 法人が保有する資産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第21条 法人が解散した場合において、法第88条第 2 項に規定する残余財産があるときは、当該財産は、長野市に帰属する。

第 4 章 雑則

(規程への委任)

第22条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表（第20条関係）

1 土地

所在地	面積（平方メートル）
長野市大字富竹字宮田1333番 1	21,870.92
長野市大字富竹字堰下1570番 1	17,706.69
長野市大字富竹字虎御前1309番 6	16,877.56
長野市大字柳原字下田原2173番 4	386.87
長野市大字柳原字壺丁田2281番 8	282.63
長野市大字柳原字壺丁田2281番10	324.45

2 建物

施設名称		所在地	延べ床面積 (平方メートル)
病棟	本棟	長野市大字富竹字宮田1333番地 1	22,706.07
	CT・MR棟	長野市大字富竹字宮田1333番地 1	1,321.09
	エネルギー棟	長野市大字富竹字宮田1333番地 1	439.10
	中央棟	長野市大字富竹字宮田1333番地 1	2,092.40
	ラルス棟	長野市大字富竹字虎御前1309番地 6	489.43
	南病棟	長野市大字富竹字虎御前1309番地 6	6,952.52
厚生棟		長野市大字富竹字宮田1333番地 1	291.95
体育館		長野市大字富竹字堰下1570番地 1	696.43
看護師宿舎		長野市大字富竹字堰下1570番地 1	1,180.65
医師住宅（独身用）		長野市大字柳原字下田原2173番地 4	269.78
医師住宅（世帯用）		長野市大字柳原字壺丁田2281番地 8	215.34
医師住宅（院長用）		長野市大字柳原字壺丁田2281番地10	130.83

地方独立行政法人 中期目標参考事例

1 地方独立行政法人中期目標(概略)先進3市一覽・・・7P

2 地方独立行政法人中期目標

(1) 地方独立行政法人市立秋田総合病院中期目標・・・・・・9P

(2) 地方独立行政法人市立吹田市民病院中期目標・・・・・・13P

(3) 地方独立行政法人新小山市民病院中期目標・・・・・・18P

地方独立行政法人中期目標(概略)先進3市一覽

1 設立団体概要(H26.10.1現在)

市名【県名】	秋田市【秋田県】	吹田市【大阪府】	小山市【栃木県】
総人口【男女別】	318,700(男:149,854、女:168,846)人	361,877(男:176,274、女:189,630)人	165,484(男:83,425、女:82,059)人
内 0-14歳	37,232(11.8%)	51,840(14.3%)	22,515(13.8%)
内 15-64歳	193,896(61.0%)	229,236(63.3%)	105,185(64.3%)
内 65以上	86,472(27.2%)	80,801(22.3%)	35,863(21.9%)
訳【再掲】75以上	43,991(13.9%)	36,178(10.0%)	15,831(9.7%)
年齢不詳	1,100(一)	—	1,921(一)
	・中核市(H19移行) ・県庁所在地 ・H17に2町編入合併	・中核市候補 (H27.4.1現在) ・大阪万博開催地	・栃木県第2位の人口 ・周辺2市と小山都市圏を形成

2 病院概要(設立時)

病院名	地方独立行政法人市立秋田総合病院	地方独立行政法人市立吹田市民病院	地方独立行政法人新小山市市民病院
・設立日	・平成26年4月1日	・平成26年4月1日	・平成25年4月1日
・移行形態	・直営からの移行	・直営からの移行	・直営からの移行
・病床数	・458床(一般:376、結核:22、精神:60)	・431床(全て一般病床)	・342床(全て一般病床)
・診療科目数	・26診療科	・20診療科	・21診療科

3 中期目標(前文省略)

第1期 間	H26.4.1～H31.3.31(5年間)	H26.4.1～H30.3.31(4年間)	H25.4.1～H29.3.31(4年間)
第2市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1 良質で安全な医療の提供 (1) 高度な医療の提供 (2) 救急医療の提供 (3) 採算性が低い医療の提供 (4) 健診体制の充実 (5) 医療安全対策等の強化 (6) 女性と子どもに優しい病院づくり (7) 高齢者に配慮した医療の充実 (8) 患者の視点に立った医療の実施 2 医療に関する調査及び研究	1 市立病院として担うべき医療 (1) 救急医療 (2) 小児医療・周産期医療 (3) 災害医療 (4) 高度医療 (5) がん医療の充実 (6) 予防医療 (7) 福祉保健行政との連携 2 質の高い医療の提供 (1) 安心安全な医療の提供 (2) 信頼される医療の実施 (3) 医療職の人材確保・養成	1 医療サービスの上 (1) 急性期病院としての機能の充実 (2) 救急医療の取組み (3) 4疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)への対応 (4) 小児・周産期医療の充実 (5) 災害時等における対応 (6) 健診機能の充実 (7) 保健・介護・福祉との連携 2 医療提供体制の整備 (1) 優秀な医療スタッフの確保 (2) 医療職等の専門性・医療技術の向上

第3	業務運営の改善及び効率化に関する事項	人材の確保と育成	医療職の人材の確保 (1) 人材育成	患者満足度の向上	職員の接遇向上 (1) 院内環境の快適性向上 (2) 待ち時間の改善 (3) ボランティアとの協働 (4) 市民意見の活用	3 患者・住民サービスの向上 (1) 患者中心の医療 (2) 利便性及び快適性の向上 (3) 患者満足度の向上 (4) 職員の接遇向上 (5) ボランティア制度の活用	
第4	財務内容の改善に関する事項	人材の確保と育成	医療職の人材の確保 (1) 人材育成	患者満足度の向上	職員の接遇向上 (1) 院内環境の快適性向上 (2) 待ち時間の改善 (3) ボランティアとの協働 (4) 市民意見の活用	3 患者・住民サービスの向上 (1) 患者中心の医療 (2) 利便性及び快適性の向上 (3) 患者満足度の向上 (4) 職員の接遇向上 (5) ボランティア制度の活用	
第5	業務運営の改善に関する事項	人材の確保と育成	医療職の人材の確保 (1) 人材育成	患者満足度の向上	職員の接遇向上 (1) 院内環境の快適性向上 (2) 待ち時間の改善 (3) ボランティアとの協働 (4) 市民意見の活用	3 患者・住民サービスの向上 (1) 患者中心の医療 (2) 利便性及び快適性の向上 (3) 患者満足度の向上 (4) 職員の接遇向上 (5) ボランティア制度の活用	
第6	業務運営の改善に関する事項	人材の確保と育成	医療職の人材の確保 (1) 人材育成	患者満足度の向上	職員の接遇向上 (1) 院内環境の快適性向上 (2) 待ち時間の改善 (3) ボランティアとの協働 (4) 市民意見の活用	3 患者・住民サービスの向上 (1) 患者中心の医療 (2) 利便性及び快適性の向上 (3) 患者満足度の向上 (4) 職員の接遇向上 (5) ボランティア制度の活用	

地方独立行政法人市立秋田総合病院中期目標

市立秋田総合病院は、昭和2年に秋田市社会事業として診療を開始した「市立秋田診療所」および昭和3年に伝染病院として開設した「市立上野病院」を前身としている。以来、診療科目を充実させながら、結核・精神・救急等の政策的な医療やがん診療等の高度な医療などを総合的に提供する公的医療機関として、地域の中核的な病院の役割を果たしてきた。

しかしながら、人口減少や少子高齢化等の社会経済的な要因のほか、診療報酬の改定等による病院の経営環境の変化など、市立秋田総合病院を取り巻く環境は厳しさを増してきている。また、病院内部にも市の職員定数の制約や医療の専門化・高度化に伴う医療職職員の確保等の課題も見られるようになってきた。

こうしたことから、これまで市立秋田総合病院が公的医療機関として提供してきた医療を確実に担保しつつ、経営責任が明確で、様々な状況の変化に対して迅速かつ的確に対応できる効率的な経営形態に移行するため、平成26年4月に地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「市立病院」という。）を設立することとしたものである。

市立病院は、市民の多様なニーズに応え、総合的かつ高度な医療を提供する地域の中核的な公的医療機関の役割を果たし、これまで以上に市民に信頼される病院として、良質で安全な医療を提供し続けるものとする。

このことにより、本市の目指す「市民が健やかな心身を保ちながら健康で安全安心に暮らせるまち」の実現に向け、市民の健康の維持および増進に寄与することを強く求めるものである。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 良質で安全な医療の提供

(1) 高度な医療の提供

診療機能の更なる充実を図るとともに、医療機器を計画的に整備し、市民の多様なニーズに応える高度な医療を提供すること。

(2) 救急医療の提供

秋田周辺医療圏の二次救急病院として、地域の医療機関や各消防本部と連携を図り、救急医療を積極的に提供すること。

(3) 採算性が低い医療の提供

公的医療機関として、結核・精神等の採算性が低く民間医療機関では提供が不十分な医療についても継続して提供すること。

(4) 健診体制の充実

疾病の予防や早期発見・早期治療のための人間ドックをはじめ、健診業務等の充実を図ること。

(5) 医療安全対策等の強化

市民に信頼される安全な医療を提供するため、医療安全対策および院内感染防止対策の強化を図ること。

(6) 女性と子どもに優しい病院づくり

女性特有の疾患に関する医療の充実を図るとともに、小児医療の充実を図ること。
また、市の子ども関連施策と連携して病児保育所を設置し、運営すること。

(7) 高齢者に配慮した医療の充実

加齢に伴う身体的および精神的症状に対応し、高齢者に配慮した医療の充実に努めること。

(8) 患者の視点に立った医療の実施

患者や家族の権利を尊重し、患者の視点に立った医療を心がけ、患者サービスの一層の向上を図り、より市民に信頼される病院を目指すこと。

2 医療に関する調査および研究

医療の発展に寄与するとともに、市立病院が提供する医療の質の向上を図るため、医療に関する調査および研究を推進すること。

3 人材の確保と育成

(1) 医療職の人材の確保

良質で安全な医療を提供し、市立病院が担うべき医療機能を充実させるため、必要な人材の確保を図ること。

(2) 人材育成

市立病院が提供する医療水準の更なる向上を図るため、職員の医療に関する知識や技術の向上に努めること。

4 地域医療への貢献

(1) 地域の医療機関等との連携強化

地域の医療機関や介護施設等との機能分担を図るとともに、地域の医療、保健、福祉および介護の関係機関との連携を強化し、地域医療へ貢献すること。

(2) 教育研修の推進

研修医や実習生を積極的に受け入れ、地域の医療を担う医療従事者を育成すること。

(3) 市民への保健医療情報の提供・発信

市民の健康づくりを推進するため、市の関係機関と連携して医療や健康に関する情報の発信および普及啓発に努めること。

5 災害時の体制強化

災害時等に即応できる人材を確保・育成し、不測の事態にも対応できる体制や災害時等に県内外の医療機関等と協力できる体制の強化を図ること。

第3 業務運営の改善および効率化に関する事項

1 経営企画・分析力の向上

医療事務等の高い専門性を持つ人材の育成や採用により、病院経営に関する企画・分析力を向上させ、経営の改善に努めること。

2 外部評価

客観的かつ専門的な立場からの外部評価を受け、その結果等の公表により病院運営の透明性を確保するとともに、指摘された課題について改善を図ること。

3 効率的な診療体制の構築

情報通信技術の活用等による業務の効率化や診療科間のスムーズな連携により、効率的な医療を提供できる診療体制の構築を図ること。

4 経費の節減

医療機器、診療材料、医薬品等の購入方法の見直しなどにより、経費を節減すること。

5 医業収入の確保

診療報酬改定等の制度改正への迅速かつ適切な対応により、確実に医業収入を確保すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

良質な医療を安定的に継続して提供していくため、「第3 業務運営の改善および効率化に関する事項」に記載する事項を着実に実行し、中期目標期間中における経常収支の黒字を堅持し、安定した財務基盤を確立すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令・行動規範の遵守

医療法をはじめとする各種関係法令を遵守し、患者の人権に配慮した倫理と行動規範を確立すること。

2 新たな人事制度の構築

職員の意欲を高め、能力を最大限に発揮させるため、勤務成績等を適正に評価する人事評価制度や給与制度などの新たな人事制度について検討し、その導入に努めること。

地方独立行政法人市立吹田市民病院 中期目標

前 文

吹田市内には、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院といった特定機能病院や、市立吹田市民病院、済生会吹田病院、済生会千里病院などの急性期病院が整備されており、多くの医療機関が集積している。

その中でも吹田市民病院は、「市民とともに心ある医療を」の基本理念に基づき、急性期医療、高度医療及び救急医療の提供を中心に、地域の中核病院としての機能を発揮することがこれからも期待される。今後更に公立病院としての役割を果たしていくためには、患者ニーズの変化を的確に捉え、それに応じた良質な医療を提供するとともに、経営の効率化や経営基盤の安定化を図る必要がある。

そうしたことから、医療環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するとともに、経営の自由度を高め、経営責任を明確にし、より効率的な運営を可能とする地方独立行政法人に移行することとした。それにより、引き続き公立病院としての役割を果たすこと、そして医師をはじめ全職員の経営に対する意識改革を図り、目標達成に向け一丸となった協力体制を構築することで、サービスの向上と効率的な運営を行うことを求め、ここに病院の基本方針となる中期目標を定めるものである。

今後、吹田市民病院がこの中期目標に基づき、地方独立行政法人としての強みを発揮しながら、市民の生命と健康を守るという目的を十分に達成することを期待する。

第 1 中期目標の期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

第 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市立病院として担うべき医療

(1) 救急医療

平成 22 年度吹田市民意識調査において、吹田市民病院に期待する役割として、「24 時間の救急医療」が 81.5%と最も高い結果となっていることを踏まえ、24 時間 365 日の救急医療体制の維持・充実を図ること。

二次救急医療機関として救急患者を円滑に受け入れ、地域の医療機関等との連携を含めた適切な医療を提供すること。

(2) 小児医療、周産期医療

小児二次救急病院として、地域の医療機関や豊能広域こども急病センターと連携を図ること。

周産期緊急医療体制参加病院として必要な医療を提供するとともに、周辺の地域周産期母子医療センターと連携を図ること。

(3) 災害医療

吹田市地域防災計画に基づき、市の災害医療センターとして大規模な災害や事故の発生に備え、災害時の医療体制や、医薬品等の確保体制を整備すること。

災害時においては、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに、新たな感染症の発生等、健康危機事象が発生したときは、市の担当部署等と連携し、市域の医療機関の中心的役割を果たすこと。

(4) 高度医療

地域の中核病院として高度医療の充実を図り、必要な医療機器等を計画的に更新・整備をすること。

また、吹田市内の特定機能病院である国立循環器病研究センターや大阪大学医学部附属病院との機能分担を図ること。

(5) がん医療の充実

大阪府がん診療拠点病院として、診療機能の充実に努めるとともに、がん予防に積極的に取り組むこと。

(6) 予防医療

市の担当部署等と連携して、特定健診、各種がん検診、予防接種、人間ドック等の疾病予防の取組を行うこと。

(7) 福祉保健行政との連携

市民の福祉と健康の増進を図るため、市が実施する高齢者や障がい者（児）等への福祉保健施策の実施に協力し、連携すること。

2 質の高い医療の提供

(1) 安心安全な医療の提供

安全で安心できる医療を提供するため、医療の安全管理を確保する体制を整備し、医療事故の予防及び再発防止に取り組む等医療安全対策を図るとともに、院内感染防止対策を実施すること。

(2) 信頼される医療の実施

「市民とともに心ある医療を」の理念のもと、インフォームド・コンセント（患

者が受ける医療について、納得できる説明や情報提供を行い、医療従事者の助言・協力を得たうえで適切な医療を患者自らの意思で選択し、受けることができること。）やセカンド・オピニオン（治療法等について、担当医以外の医師の意見を聴き、参考にすること。）の充実等、全ての市民に対して良質で患者を中心とした医療を提供することにより、患者や地域住民との信頼関係を築き、患者に選ばれる病院を目指すこと。

（３）医療職の人材確保、養成

働きやすい環境の整備を図ること等により、医療職の人材確保に努めること。

医師をはじめとした医療従事者の知識と技術等の質の向上に努め、研修や指導体制の充実を図ること。

３ 患者満足度の向上

（１）職員の接遇向上

患者に選ばれる病院、患者や来院者が利用しやすい病院を目指すため、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、その向上に努めること。

（２）院内環境の快適性の向上

患者や来院者に、より清潔で快適な環境を提供するため、院内の環境美化の整備に努めること。

（３）待ち時間の改善

外来患者の受診待ち時間及び検査の待ち時間を短縮し、病院内に留まる時間全体について短縮に努めること。

（４）ボランティアとの協働

ボランティアの受け入れを推進し、病棟など多様な分野へのボランティア活動の拡充を図ること。

（５）市民意見の活用

市民のニーズや意見を把握し、必要な改善策を講じること。

４ 地域医療機関等との連携

（１）地域医療ネットワークづくり

地域連携パスの活用や、地域医療ネットワークの充実等により、病院間や病院と診療所との連携、更には看護や介護を含めた福祉との連携を図り、地域医療の質の

向上に努めること。

また、退院時における介護・福祉施設等との連携を図り、医療・介護・福祉へと切れ目のないサービスの提供ができるよう努めること。

(2) 地域医療機関との機能分担と連携

公立病院として、地域に不足する医療を提供し、地域の医療機関との連携により、機能分担を行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営体制の構築

(1) 業務運営体制の構築

地方独立行政法人として、公共性、透明性及び自主性が確保されるとともに、中期目標、中期計画及び年度計画を確実に達成できる機動的で柔軟な運営体制を構築すること。

相互協力のいきわたったチーム医療ができるよう、組織のあり方や指示系統の見直しを図り、部門間で自然にパートナーシップをとれる体制を確立すること。

(2) コンプライアンスの徹底

公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理に基づく適正な病院運営を行うこと。また、全ての職員に個人情報保護することの重要性を認識させ、その管理を徹底すること。

2 効率的・効果的な業務運営

(1) 適切かつ弾力的な人員配置

保有する人材を有効活用するため、各診療科や入院・外来における人員配置を適切に行うこと。

多様な雇用形態の活用を図ることにより、効率的・効果的な業務運営に努めること。

(2) 予算執行の弾力化

中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な業務運営を図ること。

(3) 人事給与制度

職員の給与は、当該職員の勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとする。

職員の業績や能力を正當に評価でき、職員の意欲を引き出す人事給与制度を構築

すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

地方独立行政法人法の趣旨に沿った基準による適切な運営費負担金のもと、経営改善に取り組むこと。それにより、将来にわたって公的な役割を果たせるよう、安定的な経営基盤を確立すること。

2 収入の確保と費用の節減

(1) 収入の確保

診療報酬改定や法改正に対して迅速に対応し、収益を確保するとともに、病床利用率の向上や入院患者数の確保などにより、増収を目指すこと。また、診療報酬請求漏れや査定減の防止、未収金の管理と回収に努めること。

(2) 費用の節減

後発医薬品の採用促進、長期契約の導入による診療材料等の調達コストの縮減、人件費比率の適正化、各種委託契約の見直しなどにより、費用の節減及び合理化を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 職員の意識改革

地方独立行政法人に移行するにあたって、中期目標を十分に達成できるよう、経営への参画意識を高めるなど職員の意識改革を図る手段を講じること。

2 情報の提供

病院だより、ホームページ等により、受診案内や医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。

3 新病院移転計画への対応

吹田操車場跡地への新病院移転計画について、移転後も引き続き公的病院としての使命を適切に果たせるよう、関係機関と連携して着実に計画の推進を図ること。

地方独立行政法人新小山市民病院中期目標

前 文

小山市民病院は、一般急性期医療を担う地域の中核病院として地域住民に安全で質の高い医療を提供するとともに、地域の医療機関と連携しながら地域住民の生命と健康を守り続けてきた。

しかし、昨今の医療を取り巻く環境は厳しさを増し、医師や看護師不足に伴う収支の均衡悪化により、本病院の経営状況も極めて厳しい状況になっている。

こうした状況のもとで、公立病院としての使命と責任を果たし、地域において必要な医療を提供し続けるためには、自律性、機動性、柔軟性及び効率性を発揮できる組織の変革体制が必要と考え、地方独立行政法人新小山市民病院を設立することとした。

地方独立行政法人移行後は、制度の特徴を生かした病院運営により、経営基盤の安定化を図るとともに、引続き急性期医療を担う地域の中核病院として、地域医療機関と連携し、今まで以上に安全で質の高い医療を提供し、住民の健康の維持及び増進に寄与することとし、ここに中期目標を定める。

第 1 中期目標の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

第 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービスの向上

(1) 急性期病院としての機能の充実

急性期医療を担う地域の中核病院としての機能を維持しつつ、患者動向、医療需要の変化及び新たな医療課題に適切に対応するため、高度で専門的な医療が提供できるよう各診療部門の充実及び見直しを図ること。

(2) 救急医療の取組み

二次救急医療機関としての役割を果たすため、地域の医療機関や消防等の関係機関との連携のもとに、より充実した救急医療体制を構築すること。

(3) 4 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）への対応

住民の健康を守るうえで、4 疾病への対応は重要課題であり、地域の医療機関と連携、役割分担のうえ、高度で専門的な医療の提供体制を整備すること。

(4) 小児・周産期医療の充実

小児周産期医療提供体制の整備は、地域の重要課題であることから、産科スタッフの人員確保に努め、地域周産期医療機関としての医療機能を整備し、安心して子供を産みかつ育てられるよう、医療の提供体制を確保すること。

(5) 災害時等における対応

小山市及び周辺地域の地震、風水害等災害時においては、災害拠点病院を補完する医療機関としての役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、また発生しようとしている場合には、小山市長の求めに応じ、小山市、関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応をとること。

(6) 健診機能の充実

疾病予防はもとより、生活習慣病に対する早期発見、早期治療を推進するため、現在の健診体制を拡充し、予防医療の充実に努めること。

(7) 保健・介護・福祉との連携

住民の健康を増進するため、小山市と協力し、健康講座の開催その他予防医療についての住民啓発を推進すること。さらに、小山市や民間の介護・福祉機関との連携を充実することにより退院後の患者の在宅や施設生活での安定を図ること。

2 医療提供体制の整備

(1) 優秀な医療スタッフの確保

医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師、医療技術職員等の安定的な確保に努めること。特に、地域の周産期医療提供体制の現状を考え、産科医師の早期確保に努めること。

また、地域の看護学校その他これに類する施設等から実習その他の要請があったときは、これらに積極的に協力するとともに必要な措置を講じるよう努めること。

(2) 医療職等の専門性・医療技術の向上

医師、看護師、医療技術職員等の専門性や医療技術を向上させるため、教育修制度などを充実すること。また、専門資格取得や研究等に対する支援制度を充実すること。

3 患者・住民サービスの向上

(1) 患者中心の医療

常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重した患者中心の医療を実践し、イン

フォームド・コンセント（患者自らが受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、患者へのわかりやすい説明を行った上で、同意を得ること。）を徹底すること。

(2) 利便性及び快適性の向上

外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの改善等に取り組み、患者の利便性向上に努めること。また、患者や来院者により快適な環境を提供するため、利便性やプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に取り組むこと。

(3) 患者満足度の向上

職員全員が患者のニーズを的確にとらえ、患者サービスを向上させることにより、患者満足度を向上させること。

(4) 職員の接遇向上

患者サービス、患者満足度の向上を図るため、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、接遇の向上に努めること。

(5) ボランティア制度の活用

ボランティア制度の活用を図り、ボランティアを行うものと連携し、住民や患者の視点に立ったサービスの向上に努めること。

4 地域医療連携の強化

(1) 地域医療機関との連携

地域の中核病院としての役割を果たすため、地域の医療機関との機能分担と連携を強化し、病病連携・病診連携を推進すること。

また、医師会等と協力し、紹介された患者の受入と患者に適した医療機関への逆紹介を進めることにより、紹介率及び逆紹介率の向上を図り、地域医療支援病院の承認を受けること。

(2) 地域医療への貢献

地域の医療機関等の医療従事者を対象とした研修会や合同症例検討会等を開催するなど、地域医療の水準向上及び医療機関間の連携体制の強化を図ること。

(3) 積極的な情報発信

市民病院の診療内容や地域医療機関との連携などについて、ホームページや病院広報などを活用し、住民や患者、地域の医療機関に対してわかりやすい情報の

提供に努めるとともに、積極的な啓発活動を行うこと。

5 信頼性の確保

(1) 医療安全対策等の徹底

住民及び患者に信頼される質の高い医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故につながる恐れのある事象や医療事故の情報収集と分析を行い、医療事故の予防及び再発防止に取り組むなど医療安全対策を徹底すること。

(2) 外部評価の活用

医療機関としての機能を、専門的かつ学術的に第三者の観点から評価する病院機能評価等の外部評価を活用することにより、常に業務改善に取り組み、医療機能の充実、向上を図ること。

(3) 法令・行動規範の遵守

市民病院として公的な使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより適正な業務運営を行うこと。

特に、すべての職員に個人情報保護することの重要性を認識させ、その管理を徹底させること。

(4) 情報の開示

カルテ（診療録）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示に関しては、本市の関係条例等を例として適切に対応すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営体制の構築

(1) 組織と運営管理体制の確立

地方独立行政法人として自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、組織体制を整備するとともに、中期目標、中期計画及び年度計画を着実に達成できる運営管理体制を構築すること。

(2) 事務経営部門の強化

経営企画機能を強化するとともに、経営効率の高い業務執行体制を構築すること。また、より戦略的な病院経営を行う上で必要となる医療経営、医療事務に係る専門知識を有する人材の確保や育成に努めること。

(3) 事務経営部門職員の計画的採用

地方独立行政法人移行時の業務への支障を防ぐ観点から、3年を限度として市職員を派遣することとするが、医療に関する専門的知識と経営感覚を持った人材の確保と育成が必要であることから、法人固有の事務職員を計画的に採用するなど必要な措置を講じること。

2 魅力ある病院づくり

(1) 意欲を引き出す人事給与制度の構築

職員の業績、職務能力、職責等を適正に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度を構築すること。

(2) 職員満足度の向上

職員の意見が反映される仕組みを構築するなど、病院で働くすべての職員のやりがいと満足度の向上に努めること。

また、診療周辺業務の負担を軽減するため、各職種の業務を明確にし、適切な役割分担を図ること。

(3) 働きやすい職場環境の整備

職員のワークライフバランスや職場の安全確保、コミュニケーションの活性化などを通じて、職場環境の改善を図り、働きやすい病院づくりに努めること。

また、院内保育の整備や短時間勤務制度の充実など、育児と仕事の両立を支援し、安心して働ける仕組みを整備すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の強化

質の高い医療を安定して提供するため、自立した経営基盤を確立し、中期目標期間内における累計の経常収支比率100%以上を達成するよう努めること。

また、小山市からの運営費負担金の交付のもと、公的病院としての使命を果たすこと。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

診療報酬の改定や健康保険法等の改正に的確に対処するとともに、患者数の増加や診療単価の向上をはじめ、診療報酬の請求漏れや査定減の防止、未収金の防止対策と早期回収に努めるなど、収益を確保すること。

(2) 費用の節減

医薬品、診療材料、消耗品等の購入方法や契約形態の見直しなど、事業運営に係るあらゆる支出を点検し、その節減に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

新病院建設に向けた取組み

新市民病院建設事業を承継し、平成 27 年度第 4 四半期の開院を目指し確実に当該事業を進めていくこと。